

請願・陳情参考資料

平成26年11月27日

未来づくり推進局

請願（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年-22号 (H26.11.26)	未来づくり 推進	「まんが王国とっとり」事業 の見直し等について 倉吉市 足羽 佑太	<p>○ 平成 25 年 3 月に制定した「県民参画基本条例」において、パブリックコメントや県政電子アンケート等の広聴制度により、県の施策に対する県民の意見を聴取すべき努力義務等について定めており、これに基づき県民の意見を各種施策に反映している。</p> <p>○ 県の予算は「県民とともに作る予算」を第一に考え、「鳥取県民参画基本条例」の趣旨を踏まえ、事業の企画立案に当たっては、積極的に現場に出向き、現場を担う方々や県民からの声、各種団体からの意見や提言に素直に耳を傾けながら事業を検討するよう努めている。 意見を伺う際には、事業の内容等に応じ、パブリックコメント、県政参画電子アンケートや説明会・意見交換会等の開催等を実施しているところであり、今後とも積極的に現場に出向き、県民の皆様からの意見を聴いて事業に反映してまいりたい。</p> <p>○ なお、イベント等のみならず全ての事業について予算編成過程を公開することにより、予算化前に広く情報提供を行っており、県民の皆様のご意見等を予算に反映することとしている。</p> <p>【参考】鳥取県民参画基本条例（抜粋） (県民参画の手法) 第6条 県は、施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。 2～4 略 (意見等の募集) 第7条 県は、県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画、県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策等の立案又は廃止を行うに当たっては、原則として、その案の内容その他必要な情報を公表し、意見等の提出先及び提出期間を定めて県民の意見等を求めなければならない。 2～4 略</p>